

告 示

埼玉県告示第九百五十三号

測量計画機関である幸手市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年九月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

幸手市

二 作業種類

公共測量（数値図化〔地図情報レベル二千五百〕）

三 作業地域

幸手市全域

四 作業期間

令和四年九月六日から令和六年三月十五日まで